平成２８年（フ）第２８７６号
東京都杉並区上井草４丁目16―16
破産者　宮島　永季
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０２号
東京都練馬区北町２丁目38番２号　ひょうたんビル１階　Ｂ，Ｃ店舗、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区北町３丁目21番17号―102
破産者　有限会社サウンドウェイブ
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０３号
東京都練馬区田柄１丁目29―６―201
破産者　瀬川　清司
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０４号
東京都練馬区田柄１丁目29―６―201
破産者　瀬川　五月
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９３２号
東京都北区赤羽西１―６―１　赤羽西口ビビオ１Ｆ　区画Ｎｏ．102、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川越市大字南田島500番地12
破産者　有限会社コルディ
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９３４号
埼玉県川越市大字南田島500―12
破産者　満田　隆子
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０１６号
神奈川県川崎市麻生区岡上410番地３
破産者　有限会社ワンダーウェーブ
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０４９号
埼玉県川越市新宿町５丁目18番地８
破産者　合同会社マジカルファンタジー
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０８１号
東京都北区赤羽西４丁目23番５号
破産者　有限会社スリーエース
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０８２号
東京都大田区西馬込２丁目14―10―201
破産者　大川　　寛
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１１１号
東京都中央区日本橋横山町３番４―707号
破産者　株式会社アルマン
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１１２号
東京都中央区日本橋横山町３番４―707号
破産者　澤井　　篤
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１２３号
東京都世田谷区桜丘４丁目12―８―103
破産者　戸谷　光男
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１２４号
東京都世田谷区桜丘４丁目12―８―103
破産者　戸谷あきゑ
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１３５号
東京都港区港南２丁目15番１号　品川インターシティＡ棟28階
破産者　株式会社シグナルウェア
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６０１号
東京都台東区西浅草２丁目３―13
破産者　川崎　常光
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６８２号
千葉県木更津市潮浜２丁目１―15　飛鳥ハウス
破産者　舘入　和明
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０３号
東京都港区白金１丁目15―10―202
破産者　鹿島　和樹
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１９号
東京都文京区千石４丁目44―10―502
破産者　外谷　桂子
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８４３号
東京都大田区下丸子２丁目28―15―101
破産者　大内　道子（旧姓江越）
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６３号
東京都練馬区東大泉６丁目50―３―103
破産者　篠原三弥子
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９０４号
東京都練馬区石神井台６丁目15―16　ターフハイツ２　201
破産者　横田久美子
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部